

## 国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

## 1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案) <sup>※</sup> 〈国土交通省評価委員会〉
水資源機構 理事 (用地部等)	H16. 7. 1～H19. 6. 25 (同上)	0. 9
水資源機構 理事 (ダム事業部等)	H15. 10. 1～H20. 3. 31 (H16. 1. 1～H20. 3. 31)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定内容は別紙のとおり。

## 2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「0. 9」及び「1. 0」については、平成 18 年の徳山ダムの不適切な事案に関して、組織規程上、補償業務に関する事項を所掌しない本社のダム事業部長が監督責任を理由に処分されていることとの関係で、ダム事業部担当の理事の減算要因とならないことになお疑問が残るところではありますが、理事の職務規程から判断すれば異議はありません。

以上

## 別紙

## 国土交通省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) ①+② (※3)
		(参考) 在任期間	法人業績勘案率① (※1)	個人業績② (※2)		
水資源機構	理事 (用地部等)	H16.7.1~H19.6.25	同左	1.0	▲0.1	0.9
	理事 (ダム事業部等)	H16.1.1~H20.3.31	H15.10.1~	1.0	0.0	1.0

(※1) 「国土交通省所管独立行政法人の役職退職金に係る業績勘案率について」3.(1)において「退職役員の在任期間に係る法人の実績に応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0.0~2.0の間で算出する」とされている。

「中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められること」から、法人業績勘案率（案）を1.0としている。

(※2) 「国土交通省所管独立行政法人の役職退職金に係る業績勘案率について」3.(2)において「退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とする」とされている。

理事（用地部等）については、「徳山ダム建設事業に係る不適切事案が発生し、用地部担当理事として在任期間中に、用地部が担当する補償業務に係る事項に関して発生したと認められたことから、職責の範囲の事象として減算要因に該当すると判断せざるを得ないと考えること」から、個人業績（案）の増減の幅は▲0.1としている。（理事（ダム事業部等）については、増減なし。）

(※3) 「国土交通省所管独立行政法人の役職退職金に係る業績勘案率について」3.(3)において「退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する」とされている。

(案)

業績勘案率資料

政 委 第 号

平成 21 年 月 日

国土交通省独立行政法人評価委員会

委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

「国土交通省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績  
勘案率（案）について」について

「国土交通省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成 21 年 7 月 23 日付け）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）については、平成 18 年の徳山ダムの不適切な事案に関して、組織規程上、補償業務に関する事項を所掌しない本社のダム事業部長が監督責任を理由に処分されていることとの関係で、ダム事業部担当の理事の減算要因とならないことになお疑問が残るところであります  
が、理事の職務規程から判断すれば異議はありません。